

重 要 事 項 説 明 書

(令和8年8月12日 改定)

(介護予防) 短期入所生活介護サービス

居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第125条に基づいて、
当事業者がご利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	川崎大師福祉会
事業者の所在地	川崎市川崎区殿町1-11-10
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 寺 尾 富 美 代
電話番号	044-277-1165

2 利用施設

施設の名称	特別養護老人ホームゆとりあ (ゆとりあ短期入所サービスセンター)
施設の所在地	川崎市川崎区殿町1-11-10
施設長名	寺 尾 富 美 代
電話番号	044-277-1165
ファクシミリ番号	044-277-1164

3 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		神奈川県知事の事業者指定		利用定数
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム (ユニット型)	H23年4月1日	1475002422	30人
	特別養護老人ホーム (従来型)	H23年4月1日	1475002430	78人
居宅	短期入所生活介護	H23年6月1日	1475002455	4人
	介護予防短期入所生活介護	H23年7月1日		

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	施設が行う指定短期入所生活介護事業の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事を定め、居宅における生活に一時的に支障が生じる高齢者に適切なサービスを提供することを目的とする。
施設運営の方針	当施設にあつては、可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。居宅介護支援事業者等と親密な連携により利用者が継続的に福祉サービスを利用できるように支援する。

5 施設の概要

敷 地		2.346.97 m ²
建物	構造	鉄筋コンクリート造4階建（耐火建築）
	延べ床面積	4.997.40 m ²
	利用定員	78名（他、ショートステイ4名）

(1) 居室

	居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
従来型 (ショート含む)	1人部屋	2 室	31.15 m ²	15.57 m ²
	2人部屋	6 室	128.00 m ²	10.66 m ²
	4人部屋	17 室	726.92 m ²	10.69 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	数	面 積	設備の種類	数	面 積
食堂・機能訓練室	2 室	285.77 m ²	医務室	1 室	19.42 m ²
厨 房	1 室	137.96 m ²	静養室	1 室	25.33 m ²
キッチンコーナー	2 室	18.26 m ²	相談室	1 室	8.24 m ²
浴 室	2 室	99.77 m ²	地域交流室	1 室	65.84 m ²
脱衣室	2 室	79.74 m ²	スタッフコーナー	2 室	54.66 m ²

6 職員体制（主たる職員）

従業者の種類	員数	職務内容
施設長	1名	施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。又従業者に必用な指揮命令を行う。
介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画の作成を行う
生活相談員	1名以上	短期入所申込者、利用者、家族からの相談援助を行う。
介護職員 看護職員	26名以上	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。 利用者の保護衛生並びに看護業務を行う。
機能訓練指導員	1名（兼務）	日常生活を営むのに必用な機能を改善、又はその減退を防止するための訓練を行う。
管理栄養士	1名（兼務）	利用者に対する栄養指導及び各職種と連携して、栄養ケアマネジメントを実施する。
医 師	2名	医師（内科・精神科）

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制
施設長	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務
生活相談員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務
介護職員	早番①（ 7：00～16：00）常勤で勤務 早番②（ 7：30～16：30）常勤で勤務 早番③（ 8：00～17：00） 日勤 （ 9：00～18：00）常勤で勤務 遅番①（10：00～19：00）常勤で勤務 遅番②（10：30～19：30）常勤で勤務 夜勤 （16：00～10：00）
看護職員	早番 （ 7：30～16：30）常勤で勤務 日勤 （ 8：30～17：30）常勤で勤務 遅番 （ 9：30～18：30） 夜間については、交代で自宅待機を行い緊急時に備えます。
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務
管理栄養士	正規の勤務時間帯（9：00～18：00）常勤で勤務
医 師	内 科（火曜日・金曜日 13：30～14：30） 精神科（第2、第4月曜日 14：30～15：30）

8 営業日およびご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、居宅介護支援事業所を通じて 3 カ月前より受け付けます。

9 施設サービスの概要

種 類	内 容
食事	・栄養並びに利用者の心身状況及び嗜好を配慮した食事を適切な時間に提供し、利用者が可能な限り離床し食堂で食事を行います。
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	・年間を通じて、週 2 回の入浴または随時清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。
離床・着替え・整容等	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・入浴時、汚染時等随時着替えを行なうよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週 1 回、汚染時は随時、寝具の消毒は年 2 回実施します。
機能訓練	・心身の状況をふまえ、必要に応じて日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善、または維持のための機能訓練を行います。
健康管理	・医師及び看護師により常に利用者の健康の状況に注意すると共に、健康の保持のための適切な措置を行います。また、特変があればすぐにご家族に連絡します。
相談及び援助	・当施設は、常に利用者の心身状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者その家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。 (相談窓口) ショートステイ担当
送迎	・心身の状況に配慮し、ご自宅から事業所まで安全な送迎及び乗降の介助を行います。 ・ご自宅以外への送迎や、日曜日の送迎は行いません。
計画書の作成	・当施設において相当期間（3 泊 4 日）以上利用される場合には、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、短期入所生活介護の開始前から開始後に至るまでの継続性に配慮したサービス目標を設定し、達成するための具体的なサービス内容を記載した計画書を作成し、利用者またはご家族に対し説明し、同意を得てから短期入所生活介護の計画を交付します。
社会生活上の便宜	・教養娯楽設備を備えるほか、適時利用者の為のレクリエーション行事を行います。 (レクリエーション費は別途)
理美容	・利用中に日程が重なった場合、ご希望があれば出張による理髪サービスをご利用いただけます。(理髪料は別途)

10 利用料

種 類	内 容	利用料
介護サービス費	・負担割合に準ずる	料金表参照
食事費	・食事にかかる食材料費および調理コスト相当分（減免制度あり）	料金表参照
日用品費・教養娯楽費	・日用品費や衣類レンタル料、テレビ視聴料、教養娯楽費	料金表参照
居住費	・特養：多床室の滞在費（減免制度あり）	料金表参照
	従来個室の滞在費（減免制度あり）	
	ユニット型個室の滞在費（減免制度あり）	

11 キャンセル料

キャンセル日	キャンセル料
利用開始前日	自費分の居室費と食事費1日分
利用開始当日	自費分の居室費と食事費1日分
利用期間中	利用日以外の1日分の居室費と食事費

12 苦情・相談・個人情報等窓口

事業所苦情 相談窓口	窓口担当者	ショートステイ担当相談員
	電話番号	044-277-1165
	対応時間	月～金 9:00～18:00
区役所相談窓口	所在地	川崎区役所 高齢者支援課
	電話番号	044-201-3205
	対応時間	月～金 9:00～17:00
神奈川県 国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠町27-1
	電話番号	045-329-3447
	対応時間	月～金 9:00～17:00

個人情報保護の取り組みに関しては、当施設の方針や規定に基づいて実施すると共に、家族や利用者に対して説明を行い、同意をいただきます。

13 虐待防止及び身体拘束禁止の取り組み

虐待の防止	当施設は、虐待の発生又はその再発を防止する為に指針を整備し、従業者に対し、定期的に研修を行います。
身体拘束の禁止	当施設は、利用者本人、又は他の利用者の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為は行いません。

身体拘束禁止に関しては当施設の方針や規定に基づいて、家族や利用者に対して説明を行うと共に、同意をいただきます。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「川崎市特別養護老人ホームゆとりあ消防計画」及び「BCP計画書」に基づき対応を行います。			
近隣との協力関係	近隣町内会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援協力をいただきます。			
平常時の訓練等	別途定める「川崎市特別養護老人ホームゆとりあ消防計画」及び「BCP計画書」に基づき、夜間想定および昼間の総合訓練を管轄の消防署と連携し、実施します。			
防災設備 (特別養護老人ホームと共通)	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	3箇所
	避難階段	2箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用します。			
消防計画等	消防署への届出日：平成 23年 6月 27日			

15 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法

安全管理	安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組みます。
事故発生時	利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援専門員に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
記録	事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、内容の詳細を報告します。
損害賠償	入所者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

16 ハラスメントの禁止

甲またはその家族は、職員に対し、その尊厳を傷つける行為、暴言、暴力、セクシャルハラスメント、その他適切なサービスを妨げるカスタマーハラスメントを行ってはならないものとします。

17 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、その都度職員に届出てください。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に届出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
現金等	施設内への現金・貴金属のお持ち込みはご遠慮願います。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒とも禁止となっております。
迷惑行為等	けんか、口論、暴力行為など他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
食べ物持ち込み	食べ物・飲み物とも、持ち込み禁止となっております。
危険物の持ち込み	刃物類、火器類、薬品等（薬類ではない）などの危険物の持ち込みは禁止となっています。

施設介護サービス利用契約の締結にあたり、重要事項を説明しました。

事業者	所在地	川崎市川崎区殿町 1-11-10
	事業者名	社会福祉法人川崎大師福祉会
事業所	所在地	川崎市川崎区殿町 1-11-10
	事業所名	特別養護老人ホームゆとりあ 介護予防・短期入所生活介護サービス

説明者	生活相談員	印
-----	-------	---

施設介護サービス利用契約の締結にあたり、説明を受けました。

利用者	住所 〒	
	氏 名	印

身元保証人等	住所 〒	
	氏 名	印